

# 消費生活相談トラブル情報

21年度 最近の相談から

新城設楽県民生活プラザ

Tel 0536-23-8701

## 血行をよくすると勧められた低周波治療器

「今、家にいますか？」と女性から電話があり、その後、「膝が痛いそうですね」と家に大柄な男性二人が来ました。課長と呼ばれる男性から、「機械が新しくなったので紹介させてほしい」と、しつこく粘られてしまい、しかたなく説明だけ聞こうと思いましたが。身体に当てると自動的にツボを探して血行がよくなる等、1時間ほど説明を受けました。商品は通常1年保証ですが、今なら機械本体に4年間のアフターサービスをつける。定期的に様子を見にくるので安心してほしい、と勧誘され、「身体は今どこも悪くないからいらない。」と伝えたのですが、帰ってもらえず、仕方がなく契約をしました。年金暮らしに高額な機械は必要ないのでやめたいです。(70代女性からの相談)

### 処理概要

クーリング・オフの期間内でしたので、書き方と送付方法を助言しました。プラザから業者へ、電話で頭金の返金方法を伝え、クーリング・オフの手続をするよう伝えました。商品は梱包をして着払いで返送し、その後、頭金は現金書留で相談者の家に届きました。

### ☆ ポイント

#### 過激な効能効果をうたうセールストークに注意

「健康のために」「肩こり・腰痛対策」などといったさまざまな目的で**家庭用の電気で使用する治療器具類**が販売されています。治療器具類は、薬事法では医療用具に該当し、「疲労の回復」「血行をよくする」などの効能効果をうたうためには医療用具として承認を受けるか、または定められた基準に適合していなければなりません。

また、医療用具は、薬事法や医薬品等適正広告基準などで、製造・販売等をする際や効能効果の表現についてさまざまな規制があります。医薬品等適正広告基準により、医療用具であっても「あらゆる病気が治る」「絶対治る」などの表現は使うことはできません。

今回の相談のあった低周波治療器は、医療器具として承認を受けておらず、「血行がよくなる」等の効能効果をうたって勧誘することはできない商品でした。

#### 狙われる高齢者

当プラザには、高齢者をターゲットにした訪問販売等による家庭用電気治療器具類の被害や苦情が数多く寄せられています。ほとんどの高齢者は、こうした「健康」に大きな不安を抱えていると言われています。悪質業者は言葉巧みにこうした不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄等の大切な財産を狙っています。今回の相談者のようにアフターサービスの充実を口約束しても、数ヵ月後にかけてたところ業者が倒産して電話が繋がらないケースもあります。

#### 被害にあわないために

◎効能効果をうたうセールストークは、医薬品等適正広告基準違反であり、「病気が絶対治る」「医師が推薦している」等の勧誘を行う業者は信用しないようにしましょう。また、購入にあたっては、かかりつけの医師に相談しましょう。

◎訪問販売など条件によっては特定商取引法によりクーリング・オフ(契約の無条件解除)ができます。また、虚偽の説明(不実の告知)や、業者に帰ってくれと意思表示しているのに帰らない(不退去)などがあれば、消費者契約法により、契約の取り消しが可能なこともあるので、トラブルとなった場合は**県民生活プラザへ相談しましょう。**